

議案第68号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多の森球技場に新たに設置するドーピングテスト室の使用料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2博多の森球技場附属施設の部浴室の項を次のように改める。

ドーピング テスト室	1 日 1 室	3,000円
---------------	---------	--------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。